

計画作成年度	平成29年度
計画主体	津山市

津山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	津山市産業経済部森林課
所在地	岡山県津山市山北520番地
電話番号	0868-32-2078
FAX番号	0868-32-2093
メールアドレス	shinrin@city.tsuyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、タヌキ、ニホンザル、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、ノウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、ニュウナイスズメ、カワウ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、コサギ、ダイサギ、ゴイサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ
計画期間	平成29年4月1日～平成32年3月31日
対象地域	津山市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成28年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	6,093 千円 5.82ha
	野菜	未報告 ha
ヌートリア	水稲	49 千円 0.05ha
ニホンジカ	水稲	589 千円 0.56ha
	野菜	未報告 ha
	ヒノキ	未報告 ha
	スギ	未報告 ha
クマ	果樹	8 千円 0.26ha
その他獣類	水稲・野菜等	頻繁に目撃
カラス類	果樹	未報告 ha
スズメ類	水稲	314 千円 0.30ha
カワウ	魚類	1,970 千円
サギ類	魚類	1,970 千円
その他鳥類	水稲・野菜・魚類等	頻繁に目撃

(2) 被害の傾向 (平成 2 8 年度)

イノシシ

被害は市内全域の中山間地域を中心に田、畑で発生しており、被害時期については年中ほぼ発生している状況にある。被害状況としては、水稻、野菜類、イモ類、タケノコなど作物全般にわたり、水稻については穂の被害のほかに踏み荒らしとヌタウチによる稲の踏み倒し被害が増加している。また、WCSへの被害も発生している。

生息数は不明であるが、被害状況、捕獲数から中山間地域を中心にかなりの生息が確認されている。

ヌートリア

被害は市内全域の河川やため池周辺の田、畑で発生しており、被害時期については年中ほぼ発生している状況にある。最近、目撃情報が急増している。

ニホンジカ

被害は市内全域で発生しており、被害時期については年中発生しているが特に冬に被害が多い状況にある。被害状況としては、水稻を中心に発生しており、また、スギやヒノキへの皮剥被害や植栽苗木の食害が増加傾向にある。

生息域は、中山間地域を中心とした里山に数多く生息している。

その他獣類

現在の被害は深刻ではないが、市内全域で目撃情報が増えている。

カラス類

被害は旧津山、加茂、勝北、久米地域で発生しており、被害時期については年中発生しているが特に春から秋にかけて被害が多い状況にある。被害状況としては、果樹が多くなっている。また、水田のオタマジャクシや蛙を捕食する際、田植え後の苗を踏み倒す水稲被害が発生している。また、畜産農家の家畜に対するつつきによる被害や排泄物に含まれる細菌による被害が発生している。

スズメ類

被害は市内全域で発生しており、被害時期については夏から秋にかけて発生している状況にある。被害状況としては、水稲への被害が発生している。

カワウ、サギ類

被害は吉井川、加茂川を中心に市内全域で発生しており、被害時期については年中発生しているが特に春から夏に被害が多い状況である。被害状況としては、アユ、アマゴなどの水産被害が顕著である。

その他鳥類

現在の被害は深刻ではないが、市内全域で目撃情報が増えている。また、カワウやドバトの糞や鳴き声など、生活環境に悪影響を与えている

(3) 被害の軽減目標

(単位 : 千円)

指標 (被害金額)	現状値 (平成 2 8 年度)	目標値 (平成 3 1 年度)
イノシシ	6,093	4,870
ヌートリア	49	40
ニホンジカ	589	470
その他獣類	8	-
カラス類	-	-
スズメ類	314	250
カワウ	1,970	1,580
サギ類	1,970	1,580
その他鳥類	-	-

(単位 : h a)

指標 (被害面積)	現状値 (平成 2 8 年度)	目標値 (平成 3 1 年度)
イノシシ	5.82	4.66
ヌートリア	0.05	0.04
ニホンジカ	0.56	0.45
その他獣類	出没情報の多発	出没情報の減少
カラス類	出没情報の多発	出没情報の減少
スズメ類	0.30	0.24
カワウ	出没情報の多発	出没情報の減少
サギ類	出没情報の多発	出没情報の減少
その他鳥類	出没情報の多発	出没情報の減少

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、鳥類等について、市内を9地区に分けて津山市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）9班を編成し、銃器・わなによる捕獲を実施している。	実施隊員の高齢化にともなう減少により、班編成が難しくなることが予想され、担い手の育成が課題となっている。
防護柵の設置に関する取組	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ等を防除するために、電気柵、トタン柵、金網柵等を3戸以上の集団で設置する団体に対して、国庫事業は資材を支給、県事業は資材費の4分の3以内を助成している。 また、個人（1戸～2戸）に対しては市費で資材費の2分の1以内を助成している。	イノシシ、ニホンジカの出没が年々人里まで拡大しているが、耕作者の高齢化が進み、地域でまとまった防護柵の設置に取組むことが難しくなっている。

(5) 今後の取組方針

地域の実情や要望に応じた、広域で効果的な防護柵の設置による被害防止対策を実施していくとともに、地域が一体となつての有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの推進を図る。

また、実施隊を編成し、駆除の推進も図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、従来どおり実施隊により実施する。捕獲柵の設置場所の選定及び捕獲に係る情報の提供、餌付け等の作業については、地域の合意と協力により行い、出没情報や被害情報をもとに有害鳥獣の捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度 ～ 平成31年度	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、タヌキ、ニホンザル、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、ノウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、ニューナイスズメ、カワウ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、コサギ、ダイサギ、ゴイサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ	有害鳥獣駆除事業補助

(3) 対象鳥獣の捕獲計画 (平成 2 9 年度 ~ 平成 3 1 年度)

捕獲計画数の設定の考え方	
有害鳥獣の捕獲計画数は、過去の捕獲実績及び被害状況を基に設定するものとする。	
イノシシ	平成 2 7、2 8 年度見込みの捕獲実績数が急増しているが、生息数の急激な増加は見込まれないとの実施隊員からの聞き取りも参考に、年間捕獲計画数を 1, 5 0 0 頭とする。
ヌートリア	捕獲実績数としては少ないが、目撃情報等により生息数の増加傾向が見込まれるので、年間捕獲計画数を 5 0 頭とする。
ニホンジカ	捕獲実績数、目撃情報等により、今後も生息数の増加が見込まれるので、年間捕獲計画数を 1, 0 0 0 頭とする。
その他鳥獣類	その他鳥獣類の捕獲については、年間捕獲計画数の設定を行わず、被害に応じて対応することとする。

対象鳥獣	捕獲実績数			
	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度見込み
イノシシ	796	776	1,314	1,700
ヌートリア	27	11	30	30
ニホンジカ	129	130	497	840

対象鳥獣	捕獲計画数			
	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度
イノシシ	1,000	1,500	1,500	1,500
ヌートリア	300	50	50	50
ニホンジカ	200	1,000	1,000	1,000
その他獣類	被害に応じて対応	被害に応じて対応	被害に応じて対応	被害に応じて対応
カラス類	300			
スズメ類	200			
カワウ	100			
サギ類	100			
その他鳥類	被害に応じて対応			

捕獲等の取組内容

市内全域を駆除活動対象区域とし、実施隊により銃器及び箱わな等による捕獲を実施する。また、農作物の収穫前である7～9月の有害鳥獣捕獲強化緊急対策事業（単県）を活用し、捕獲活動を強化する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

単位：m

対象鳥獣	整備内容			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、タヌキ	電気柵 75,566 トタン柵 560 金網等 29,649	電気柵 90,000 トタン柵 600 金網等 36,000	電気柵 90,000 トタン柵 600 金網等 36,000	電気柵 90,000 トタン柵 600 金網等 36,000

(2) その他被害防止に関する取組

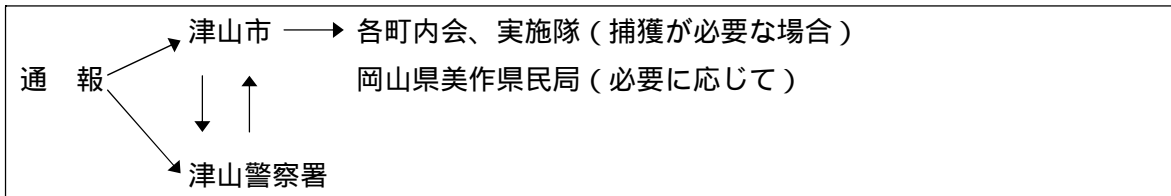
年 度	対象鳥獣	取組内容
平成28年度 ～ 平成31年度	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、タヌキ、カラス類、スズメ類、カワウ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、サギ類	地域における有害鳥獣に関する情報等の普及啓発を進め、地域住民を主体とした被害防止対策が行えるような体制整備を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
津山警察署	緊急時の措置判断及び安全確保に関すること
岡山県美作県民局	助言、指導
津山市	対処全般に関すること
各町内会	住民への周知に関すること
実施隊	対象鳥獣の捕獲に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



6 . 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	津山市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
津山農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集、営農関連指導
勝英農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集、営農関連指導
おかやま酪農農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
津山地区農業共済事務組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
勝英農業共済事務組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
吉井川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
加茂郷漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
津山市森林組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
岡山森林管理署	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
岡山県猟友会津山支部	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
岡山県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集、生息状況の調査
津山市	被害防止対策に関する全般的な事務、関係機関との連絡調整、鳥獣被害の把握

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県美作県民局 農林水産事業部	アドバイザー

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

岡山県津山地区猟友会員のうち、一定条件を満たす会員に委嘱し実施隊員とする。
 班編成は地域ごとに行い、津山地域に5班、加茂地域・阿波地域・勝北地域・久米地域に各1班の計9班体制とする。
 各班は効果的な駆除活動を行うために、最善の努力を行うものとする。
 必要であれば、対象地域外の複数班による合同駆除等も可能とする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者や住民による有害鳥獣を近づけない環境整備を推進する。

7 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、津山圏域クリーンセンターでの焼却や、埋設等により処理する。

8 . 捕獲した対象鳥獣の食品としての利用等その他の有効な利用に関する事項

食品利用やジビエ販売は有効な処理方法の一つと考えているが、施設整備や販路確保等の課題があり、今後、研究・検討していく。

9 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

効果的な捕獲活動を実施するため、実施隊員相互の協力を促す。